

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 沖縄税理士法の規定により税理士資格を有することとなる者が受講する税法に関する講習の受講申請書の様式について、その講習を受けようとする者の押印を要しないこととする。(別紙様式第一関係)
- 2 この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。(附則関係)